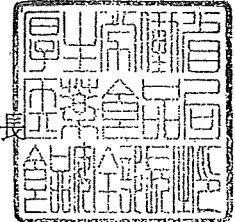


食安発0201第2号
平成25年2月1日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長



食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、
添加物等の規格基準の一部を改正する件等について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第9号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第15号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれない。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、亜塩素酸水を省令別表第1に追加したこと。

2 告示関係

（1）法第11条第1項の規定に基づき、動物用医薬品カルプロフェン、農薬クロルフェナピル、農薬ジメタメトリン、動物用医薬品チアンフェニコール、農薬テブコナゾール、農薬フラメトピル、農薬フルチアニル及び農薬メタゾスルフロンについて、食品中の残留基準を設定したこと。

また、同項の規程に基づき、残留基準が設定されている農薬XMC、農薬アザフェニジン、農薬アリドクロール、農薬イサゾホス、農薬エチオフェンカルブ、農薬N-（2-エチルヘキシル）-8,9,10-トリノル

ボルネー５－エン－２，３－ジカルボキシイミド、農薬エトリムホス、農薬クロプロップ、農薬クロルフェンソン、農薬ジクロシ、農薬シノスルフロン、農薬２，６－ジフルオロ安息香酸、農薬ジメピペレート、農薬テレフタル酸銅、農薬トリクラミド、農薬ナプロアニリド、動物用医薬品ナリジクス酸、農薬ハルフェンプロックス、動物用医薬品パルベンダゾール、農薬ピペロホス、農薬ピリフェノックス、農薬プロパホス、農薬ブロモクロロメタン及び農薬ヘキサフルムロンについて、食品中の残留基準を削除したこと（別紙参照）。

（２）法第１１条第１項の規定に基づき、亜塩素酸水の使用基準、製造基準及び成分規格を設定したこと。

第２ 施行・適用期日

１ 省令関係

公布日から施行されるものであること。

２ 告示関係

公布日から施行されるものであること。ただし、残留基準値を改正するもののうち、下表の農薬等ごとに掲げる食品に係る残留基準値については、平成２５年８月１日から適用されるものであること。

農薬等	食品
XMC	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、すいか、メロン類果実、まくわうり、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶及びその他のスパイス
アザフェニジン	みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実及びその他のスパイス
アリドクロール	とうもろこし
イサゾホス	にんじん

エチオフェンカルブ	小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、その他の穀類、大豆、えんどう、その他の豆類、ばれいしょ、こんにゃくいも、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、チンゲンサイ、カリフラワー、その他のあぶらな科野菜、アーティチョーク、レタス、トマト、ピーマン、なす、きゅうり、すいか、メロン類果実、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、未成熟えんどう、未成熟いんげん、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、もも、あんず、すもも、うめ、おうとう、その他のベリー類果実、その他の果実、その他のナッツ類、茶、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ
N-(2-エチルヘキシル) - 8, 9, 10-トリノルボルン - 5-エン-2, 3-ジカルボキシイミド	牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分及び乳
エトリムホス	米、ばれいしょ、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、カリフラワー、ブロッコリー、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル

	ル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、その他のスパイス及びその他のハーブ
カルプロフェン	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分
クロプロップ	パイナップル
クロルフェンソ	茶、ホップ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵
ジクロン	りんご、もも、ネクタリン、すもも、おうとう及びいちご
シノスルフロン	米
2, 6-ジフルオロ安息香酸	マッシュルーム
ジメタメトリン	米
ジメピペレート	米
チアンフェニコール	乳
テレフタル酸銅	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシファ、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、

	にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ
トリクラミド	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィ、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りん

	ご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ
ナプロアニリド	米
ナリジクス酸	牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛の腎臓及び牛の食用部分
ハルフェンプロックス	すいか、メロン類果実、まくわうり、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、かき、バナナ、キウイー、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、茶及びその他のスパイス
パルベンダゾール	牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分及び乳
ピリフェノックス	その他の豆類、てんさい、トマト、きゅうり、メロン類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、茶及びその他のスパイス
フラメトピル	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリ

	一、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろわり、すいか、メロン類果実、まくわり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ
プロパホス	米
ブロモクロロメタン	牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛の腎臓及び牛の食用部分
ヘキサフルムロン	米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろわり、すいか、メロン類果実、まく

	わうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ
--	--

第3 農薬等の残留基準に関する事項

1 運用上の注意

- (1) 今回基準値を設定するカルプロフェンとは、グルクロン酸抱合体が含まれること。
- (2) 今回基準値を削除した後のテレフタル酸銅とは、テレフタル酸銅及びテレフタル酸が含まれること。
- (3) 今回基準値を削除した後のピリフェノックスとは、ピリフェノックス（E体）及びピリフェノックス（Z体）の和をいうこと。
- (4) これまでフラメトピルとは、フラメトピル及びフラメトピルヒドロキシ体をフラメトピル含量に換算したものの和をいうこととしていたが、今回基準値を設定するフラメトピルとは、フラメトピルのみをいうこと。

2 その他

法に基づく残留基準値の設定にあわせ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくフルチアニル及びメタゾスルフロンに係る新規農薬登録、クロルフェナピル、テブコナゾール及びフラメトピルに係る適用拡大のための変更登録が農林水産省において行われること。なお、農薬フルチアニル及びメタゾスルフロン試験法については、後日通知することとしていること。

第4 添加物に関する事項

1 運用上の注意

(1) 製造基準関係

臭化物イオンを含有する塩化ナトリウムを原料として用いて亜塩素酸水

を製造した場合、遺伝毒性発がん物質と疑われている臭素酸が生成する可能性があることから、臭素酸の含有量を水道水質基準以下に抑えるため、亜塩素酸水を製造する場合に原料として用いる塩化ナトリウムは、臭化物イオンの基準が定められている日本薬局方塩化ナトリウム又は日本薬局方で定める基準に適合するものでなければならないとしたこと。

(2) 使用基準関係

- ①「その他の方法」とは、食品の製造工程において原料の品質を一時的に維持するための加熱、冷凍、シロップ漬け等の方法であること。
- ②「これらを塩蔵、乾燥その他の方法によって保存したもの」とは、当該方法により保存した原料であり、そのまま食すことを目的としていないものも含まれるものであること。さらに、これらの原料について、食品の製造工程において塩蔵品の脱塩、乾燥品の水戻し、冷凍品の解凍又はシロップ漬けの脱糖等の処理をされたものも含まれるものであること。
- ③「食肉製品」とは、スライスハムやスライスベーコン等の食肉製品を製造するにあたってスライス処理する前の塊等も含まれるものであること。
- ④ 亜塩素酸水に係る使用基準で規定する「使用した亜塩素酸水は、最終食品の完成前に分解し、又は除去しなくてはならない。」とは、有効塩素が最終食品に残留しないよう十分に水洗等を行わなければならないことであるが、水道水等にも有効塩素が含まれることから、当該使用基準に係る指導等に際しては、各地域における水道水中の有効塩素濃度を考慮する等、適切な対応を図られたいこと。なお、測定に際しては、平成17年9月16日付け食安基発第0916001号基準審査課長通知を参照されたいこと。

(3) 成分規格関係

亜塩素酸水の成分規格において、無隔膜電解槽の定義が規定されたことに伴い、次亜塩素酸水の成分規格における同規定が削除されたため留意されたいこと。

2 関係通知の改正

- (1) 大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号別添(最終改正:平成24年5月18日付け食安発0518第1号))の別添2の原材料等の保管管理マニュアルの1の注2中、「亜塩素酸ナトリウム溶液(生食用野菜に限る。)」を「亜塩素酸水(きのこ類を除く。)、亜塩素酸ナトリウム溶液(生食用野菜に限る。)」に改正する。
- (2) 漬物の衛生規範(昭和56年9月24日付け環食第214号別紙(最終改正:平成24年10月12日付け食安監発1012第1号))の第5の2の(2)のオの㊦中、「次亜塩素酸水」を「亜塩素酸水(きのこ類を除く。)、次亜塩素酸水並びに食品添加物として使用できる有機酸溶液」に改正する。

別紙

XMC(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.2
小麦	●	0.2
大麦	●	0.2
ライ麦	●	0.2
とうもろこし	●	0.2
そば	●	0.2
その他の穀類 ²	●	0.2
すいか	●	0.2
メロン類果実	●	0.2
まくわうり	●	0.2
みかん	●	0.2
なつみかんの果実全体	●	0.2
レモン	●	0.2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.2
グレープフルーツ	●	0.2
ライム	●	0.2
その他のかんきつ類果実 ³	●	0.2
りんご	●	0.2
日本なし	●	0.2
西洋なし	●	0.2
マルメロ	●	0.2
びわ	●	0.2
もも	●	0.2
ネクタリン	●	0.2
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.2
すもも(プルーンを含む。)	●	0.2
うめ	●	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.2
いちご	●	0.2
ラズベリー	●	0.2
ブラックベリー	●	0.2
ブルーベリー	●	0.2
クランベリー	●	0.2
ハuckleベリー	●	0.2
その他のベリー類果実 ⁴	●	0.2
ぶどう	●	0.2
かき	●	0.2
バナナ	●	0.2
キウイ	●	0.2
パパイヤ	●	0.2
アボカド	●	0.2
パイナップル	●	0.2
グアバ	●	0.2
マンゴー	●	0.2
パッションフルーツ	●	0.2
なつめやし	●	0.2

XMC(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の果実 ⁵	●	0.2
ひまわりの種子	●	0.2
ごまの種子	●	0.2
べにばなの種子	●	0.2
綿実	●	0.2
なたね	●	0.2
その他のオイルシード ⁶	●	0.2
ぎんなん	●	0.2
くり	●	0.2
ペカン	●	0.2
アーモンド	●	0.2
くるみ	●	0.2
その他のナッツ類 ⁷	●	0.2
茶	●	10
その他のスパイス ⁸	●	0.2

アザフェニジン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
みかん	●	0.1
なつみかんの果実全体	●	0.1
レモン	●	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.1
グレープフルーツ	●	0.1
ライム	●	0.1
その他のかんきつ類果実 ³	●	0.1
その他のスパイス ⁸	●	0.1

アリドクロール(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	●	0.05

イサゾホス(殺虫剤・殺線虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
にんじん	●	0.2

エチオフェンカルブ(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	●	1.0
大麦	●	1.0
ライ麦	●	1.0
とうもろこし	●	1.0
その他の穀類 ²	●	0.05
大豆	●	1.0
えんどう	●	2.0
その他の豆類 ⁹	●	2.0
ばれいしょ	●	0.50
こんにゃくいも	●	1.0
てんさい	●	0.10
さとうきび	●	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	●	0.50
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	●	5.0
はくさい	●	5.0
キャベツ	●	2.0
芽キャベツ	●	2.0
チンゲンサイ	●	2.0
カリフラワー	●	1.0
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	●	2.0
アーティチョーク	●	5.0
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	●	10
トマト	●	5.0
ピーマン	●	5.0
なす	●	5.0
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	5.0
すいか	●	5.0
メロン類果実	●	5.0
その他のうり科野菜 ¹¹	●	5.0
ほうれんそう	●	0.50
たけのこ	●	7.0
未成熟えんどう	●	2.0
未成熟いんげん	●	2.0
その他の野菜 ¹²	●	7.0
みかん	●	5.0
なつみかんの果実全体	●	5.0
レモン	●	5.0
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	5.0
グレープフルーツ	●	5.0
ライム	●	5.0
その他のかんきつ類果実 ³	●	5.0
りんご	●	5.0
日本なし	●	5.0
西洋なし	●	5.0
もも	●	5.0
あんず(アプリコットを含む。)	●	5.0
すもも(プルーンを含む。)	●	5.0
うめ	●	5.0
おうとう(チェリーを含む。)	●	10

エチオフェンカルブ(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のベリー類果実 ⁴	●	2.0
その他の果実 ⁵	●	7.0
その他のナッツ類 ⁷	●	0.05
茶	●	0.05
ホップ	●	0.5
その他のスパイス ⁸	●	7
その他のハーブ ¹³	●	7

N-(2-エチルヘキシル)-8,9,10-トリノルボルン-5-エン-2,3-ジカルボキシイミド(殺虫剤用共力剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	●	0.3
豚の筋肉	●	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁴ の筋肉	●	0.3
牛の脂肪	●	0.3
豚の脂肪	●	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.3
牛の肝臓	●	0.3
豚の肝臓	●	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.3
牛の腎臓	●	0.3
豚の腎臓	●	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.3
牛の食用部分 ¹⁵	●	0.3
豚の食用部分	●	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.3
乳	●	0.3

エトリムホス(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.1
ばれいしょ	●	0.1
てんさい	○	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	●	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	●	0.2
かぶ類の根	●	0.2
かぶ類の葉	●	0.2
西洋わさび	●	0.2
クレソン	●	0.2
はくさい	●	0.1
キャベツ	●	0.1
芽キャベツ	●	0.1

エトリムホス(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ケール	●	0.2
こまつな	●	0.2
きょうな	●	0.2
チンゲンサイ	○	0.01
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	●	0.2
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	○	0.01
ごぼう	●	0.2
サルシフィー	●	0.2
アーティチョーク	●	0.2
チコリ	●	0.2
エンダイブ	●	0.2
しゅんぎく	●	0.2
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.2
その他のきく科野菜 ¹⁶	●	0.2
たまねぎ	●	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.1
にんにく	●	0.2
にら	●	0.2
アスパラガス	●	0.2
わけぎ	●	0.2
その他のゆり科野菜 ¹⁷	●	0.2
にんじん	●	0.2
パースニップ	●	0.2
パセリ	●	0.2
セロリ	●	0.2
みつば	●	0.2
その他のせり科野菜 ¹⁸	●	0.2
トマト	●	0.2
ピーマン	●	0.2
なす	●	0.2
その他のなす科野菜 ¹⁹	●	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.2
しろうり	●	0.2
すいか	●	0.2
メロン類果実	●	0.2
まくわうり	●	0.2
その他のうり科野菜 ¹¹	●	0.2
ほうれんそう	●	0.2
たけのこ	●	0.2
オクラ	●	0.2
しょうが	●	0.2
未成熟えんどう	●	0.2
未成熟いんげん	●	0.2
えだまめ	○	0.01
マッシュルーム	●	0.2
しいたけ	●	0.2

エトリムホス(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のきのこ類 ²⁰	●	0.2
その他の野菜 ¹²	●	0.2
みかん	●	0.2
なつみかんの果実全体	●	0.2
レモン	●	0.2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.2
グレープフルーツ	●	0.2
ライム	●	0.2
その他のかんきつ類果実 ³	●	0.2
りんご	●	0.2
日本なし	●	0.2
西洋なし	●	0.2
マルメロ	●	0.2
びわ	●	0.2
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.2
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.05
すもも(プルーンを含む。)	●	0.2
うめ	●	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	○	0.01
いちご	●	0.2
ラズベリー	●	0.2
ブラックベリー	●	0.2
ブルーベリー	●	0.2
クランベリー	●	0.2
ハuckleベリー	●	0.2
その他のベリー類果実 ⁴	●	0.2
ぶどう	●	0.2
かき	●	0.2
バナナ	●	0.2
キウイ	●	0.2
パパイヤ	●	0.2
アボカド	●	0.2
パイナップル	●	0.2
グアバ	●	0.2
マンゴー	●	0.2
パッションフルーツ	●	0.2
なつめやし	●	0.2
その他の果実 ⁵	●	0.2
ひまわりの種子	●	0.2
ごまの種子	●	0.2
べにばなの種子	●	0.2
綿実	●	0.2
なたね	●	10
その他のオイルシード ⁶	●	0.2
ぎんなん	●	0.2
くり	●	0.2
ペカン	●	0.2

エトリムホス(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
アーモンド	●	0.2
くるみ	●	0.2
その他のナッツ類 ⁷	●	0.2
その他のスパイス ⁸	●	0.2
その他のハーブ ¹³	●	0.2

カルプロフェン(消炎剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁴ の筋肉	●	0.5
牛の脂肪	○ 1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	1
牛の肝臓	○ 1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	1
牛の腎臓	○ 1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	1
牛の食用部分 ¹⁵	○ 1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	1

クロプロップ(除草剤・植物成長調整剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
パイナップル	●	0.3

クロルフェナピル(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類 ²¹	○ 0.05	0.05
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.03	0.03
かんしょ	○ 0.05	0.05
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.05	0.05
てんさい	○ 0.5	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 0.1	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	○ 3	3
かぶ類の根	○ 0.2	0.2
かぶ類の葉	○ 15	15
はくさい	○ 2	0.5
キャベツ	○ 1	1
芽キャベツ	○ 0.3	0.3
ケール	○ 10	10

クロルフェナピル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
こまつな	○ 5	5
きょうな	○ 10	10
チンゲンサイ	○ 10	10
カリフラワー	○ 1	1
ブロッコリー	○ 3	1
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	○ 10	10
しゅんぎく	○ 20	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 20	20
その他のきく科野菜 ¹⁶	○ 20	20
ねぎ(リーキを含む。)	○ 3	3
アスパラガス	○ 0.5	0.5
その他のゆり科野菜 ¹⁷	○ 0.7	0.7
にんじん	○ 0.2	
セロリ	○ 3	3
みつば	○ 3	3
その他のせり科野菜 ¹⁸	○ 2	2
トマト	○ 1	1.0
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜 ¹⁹	○ 5	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.5	0.5
しろうり	○ 1	1
すいか	○ 0.05	0.05
その他のうり科野菜 ¹¹	○ 1	1
ほうれんそう	○ 3	
オクラ	○ 0.7	0.7
しょうが	○ 0.05	
未成熟えんどう	○ 2	2
未成熟いんげん	○ 0.5	
えだまめ	○ 5	
その他の野菜 ¹²	○ 5	2
みかん	○ 0.3	0.3
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実 ³	○ 2	2
りんご	○ 2	2
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	○ 0.5	0.5
びわ	○ 0.5	0.5
もも	○ 0.05	0.05
ネクタリン	○ 1	1
あんず(アプリコットを含む。)	○ 2	

クロルフェナピル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.5	0.5
うめ	○ 2	
おうとう(チェリーを含む。)	○ 1	1
いちご	○ 5	5
ぶどう	○ 5	5
かき	○ 1	1
バナナ	○ 2	2
キウイ	○ 0.05	0.05
マンゴー	○ 0.3	0.3
その他の果実 ⁵	○ 2	2
綿実	○ 0.5	0.5
茶	○ 40	40
その他のスパイス ⁸	○ 10	10
その他のハーブ ¹³	○ 10	10
牛の筋肉	○ 0.01	0.01
豚の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁴ の筋肉	○ 0.01	0.01
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分 ¹⁵	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.01	0.01
その他の家きん ²² の筋肉	○ 0.01	0.01
鶏の脂肪	○ 0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	0.01
鶏の肝臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	0.01
鶏の腎臓	○ 0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	0.01
鶏の食用部分	○ 0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	0.01
鶏の卵	○ 0.01	0.01
その他の家きんの卵	○ 0.01	0.01

クロルフェンソン(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
とうもろこし	○	0.01
大豆	○	0.01
小豆類 ²¹	○	0.01
えんどう	○	0.01
そら豆	○	0.01
らっかせい	○	0.01
その他の豆類 ⁹	○	0.01
ばれいしょ	○	0.01
さといも類(やつがしらを含む。)	○	0.01
かんしょ	○	0.01
やまいも(長いもをいう。)	○	0.01
こんにゃくいも	○	0.01
その他のいも類 ²³	○	0.01
てんさい	○	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	○	0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	○	0.01
かぶ類の根	○	0.01
かぶ類の葉	○	0.01
西洋わさび	○	0.01
クレソン	○	0.01
はくさい	○	0.01
キャベツ	○	0.01
芽キャベツ	○	0.01
ケール	○	0.01
こまつな	○	0.01
きょうな	○	0.01
チンゲンサイ	○	0.01
カリフラワー	○	0.01
ブロッコリー	○	0.01
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	○	0.01
ごぼう	○	0.01
サルシフィー	○	0.01
アーティチョーク	○	0.01
チコリ	○	0.01
エンダイブ	○	0.01
しゅんぎく	○	0.01
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○	0.01
その他のきく科野菜 ¹⁶	○	0.01
たまねぎ	○	0.01
ねぎ(リーキを含む。)	○	0.01
にんにく	○	0.01
にら	○	0.01
アスパラガス	○	0.01
わけぎ	○	0.01
その他のゆり科野菜 ¹⁷	○	0.01
にんじん	○	0.01
パースニップ	○	0.01
パセリ	○	0.01

クロルフェンゾン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
セロリ	○	0.01
みつば	○	0.01
その他のせり科野菜 ¹⁸	○	0.01
トマト	○	0.01
ピーマン	○	0.01
なす	○	0.01
その他のなす科野菜 ¹⁹	○	0.01
きゅうり(ガーキンを含む。)	○	0.01
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○	0.01
しろうり	○	0.01
すいか	○	0.01
メロン類果実	○	0.01
まくわうり	○	0.01
その他のうり科野菜 ¹¹	○	0.01
ほうれんそう	○	0.01
たけのこ	○	0.01
オクラ	○	0.01
しょうが	○	0.01
未成熟えんどう	○	0.01
未成熟いんげん	○	0.01
えだまめ	○	0.01
マッシュルーム	○	0.01
しいたけ	○	0.01
その他のきのこ類 ²⁰	○	0.01
その他の野菜 ¹²	○	0.01
みかん	○	0.01
なつみかんの果実全体	○	0.01
レモン	○	0.01
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○	0.01
グレープフルーツ	○	0.01
ライム	○	0.01
その他のかんきつ類果実 ³	○	0.01
りんご	○	0.01
日本なし	○	0.01
西洋なし	○	0.01
マルメロ	○	0.01
びわ	○	0.01
もも	○	0.01
ネクタリン	○	0.01
あんず(アプリコットを含む。)	○	0.01
すもも(プルーンを含む。)	○	0.01
うめ	○	0.01
おうとう(チェリーを含む。)	○	0.01
いちご	○	0.01
ラズベリー	○	0.01
ブラックベリー	○	0.01
ブルーベリー	○	0.01
クランベリー	○	0.01

クロルフェンソン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ハuckleベリー	○	0.01
その他のベリー類果実 ⁴	○	0.01
ぶどう	○	0.01
かき	○	0.01
バナナ	○	0.01
キウイ	○	0.01
アボカド	○	0.01
パイナップル	○	0.01
グアバ	○	0.01
マンゴー	○	0.01
パッションフルーツ	○	0.01
なつめやし	○	0.01
その他の果実 ⁵	○	0.01
ひまわりの種子	○	0.01
ごまの種子	○	0.01
べにばなの種子	○	0.01
綿実	○	0.01
なたね	○	0.01
その他のオイルシード ⁶	○	0.01
ぎんなん	○	0.01
くり	○	0.01
ペカン	○	0.01
アーモンド	○	0.01
くるみ	○	0.01
その他のナッツ類 ⁷	○	0.01
茶	●	0.1
ホップ	●	0.1
その他のスパイス ⁸	○	0.01
その他のハーブ ¹³	○	0.01
牛の筋肉	●	0.05
豚の筋肉	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁴ の筋肉	●	0.05
牛の脂肪	●	0.05
豚の脂肪	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.05
牛の肝臓	●	0.05
豚の肝臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.05
牛の腎臓	●	0.05
豚の腎臓	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.05
牛の食用部分 ¹⁵	●	0.05
豚の食用部分	●	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.05
乳	●	0.05
鶏の筋肉	●	0.05
その他の家きん ²² の筋肉	●	0.05

クロルフェンソン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の脂肪	●	0.05
その他の家きんの脂肪	●	0.05
鶏の肝臓	●	0.05
その他の家きんの肝臓	●	0.05
鶏の腎臓	●	0.05
その他の家きんの腎臓	●	0.05
鶏の食用部分	●	0.05
その他の家きんの食用部分	●	0.05
鶏の卵	●	0.05
その他の家きんの卵	●	0.05

ジクロン(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
りんご	●	3
もも	●	3
ネクタリン	●	3
すもも(プルーンを含む。)	●	3
おうとう(チェリーを含む。)	●	3
いちご	●	20

シノスルフロン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.1

2,6-ジフルオロ安息香酸(殺ダニ剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
マッシュルーム	●	1

ジメタメリン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.05	0.1
魚介類	○ 0.2	

ジメピペレート(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.03

チアンフェニコール(合成抗菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
豚の筋肉	○ 0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
豚の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.02	0.02
豚の肝臓	○ 0.02	0.02
牛の腎臓	○ 0.02	0.02
豚の腎臓	○ 0.02	0.02
牛の食用部分 ¹⁵	○ 0.02	0.02
豚の食用部分	○ 0.02	0.02
乳	●	0.05
鶏の筋肉	○ 0.05	0.02
鶏の脂肪	○ 0.2	0.04
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.02
鶏の食用部分	○ 0.05	0.02
魚介類(すずき目魚類に限る。)	○ 0.02	0.02

テブコナゾール(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	0.05
小麦	○ 2	2
大麦	○ 3	3
ライ麦	○ 0.2	0.2
とうもろこじ	○ 0.1	0.1
そば	○ 0.05	0.05
その他の穀類 ²	○ 0.2	0.2
大豆	○ 0.1	0.1
えんどう	○ 0.2	0.2
そら豆	○ 0.5	0.5
らっかせい	○ 0.1	0.1
その他の豆類 ⁹	○ 0.2	0.2
ばれいしょ	○ 0.1	
てんさい	○ 0.1	0.1
さとうきび	○ 0.1	0.1
キャベツ	○ 1	1
芽キャベツ	○ 0.5	0.5
ブロッコリー	○ 0.3	0.3

テブコナゾール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
アーティチョーク	○ 0.5	0.5
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	○ 5	5
たまねぎ	○ 0.2	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.5	0.5
にんにく	○ 0.1	0.1
アスパラガス	○ 0.05	0.05
わけぎ	○ 2	2
にんじん	○ 0.6	0.6
セロリ	○ 0.3	0.3
トマト	○ 1	1
ピーマン	○ 0.5	0.5
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜 ¹⁹	○ 5	5.0
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.2	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.02	0.02
すいか	○ 0.1	0.1
メロン類果実	○ 0.1	0.1
未成熟えんどう	○ 0.5	0.5
未成熟いんげん	○ 0.5	0.5
えだまめ	○ 0.5	0.5
その他の野菜 ¹²	○ 0.5	0.5
なつみかんの果実全体	○ 5	5
レモン	○ 5	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 5	5
グレープフルーツ	○ 5	5
ライム	○ 5	5
その他のかんきつ類果実 ³	○ 5	5
りんご	○ 0.5	0.2
日本なし	○ 5	5
西洋なし	○ 5	5
マルメロ	○ 0.5	0.5
びわ	○ 0.5	0.5
もも	○ 1	1
ネクタリン	○ 5	5
あんず(アブリコットを含む。)	○ 2	2
すもも(プルーンを含む。)	○ 2	2
うめ	○ 3	0.5
おうとう(チェリーを含む。)	○ 5	5
ぶどう	○ 10	10
かき	○ 1	0.7
バナナ	○ 0.2	0.2
パパイヤ	○ 1	1
その他の果実 ⁵	○ 2	
ひまわりの種子	○ 0.2	0.2
綿実	○ 1	1
なたね	○ 0.5	0.05
茶	○ 50	25
コーヒー豆	○ 0.2	0.2

テブコナゾール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ホップ	○ 30	30
その他のスパイス ⁸	○ 0.5	0.5
その他のハーブ ¹³	○ 2	2
牛の筋肉	○ 0.05	0.05
豚の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁴ の筋肉	○ 0.05	0.05
牛の脂肪	○ 0.05	0.05
豚の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.05	0.05
牛の肝臓	○ 0.05	0.05
豚の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	0.05
牛の腎臓	○ 0.05	0.05
豚の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.05	0.05
牛の食用部分 ¹⁵	○ 0.05	0.05
豚の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.05	0.05
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.05	0.05
その他の家きん ²² の筋肉	○ 0.05	0.05
鶏の脂肪	○ 0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	○ 0.05	0.05
鶏の肝臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	0.05
鶏の腎臓	○ 0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	0.05
鶏の食用部分	○ 0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	0.05
鶏の卵	○ 0.05	0.05
その他の家きんの卵	○ 0.05	0.05
とうがらし(乾燥させたもの)	○ 5	
干しぶどう	○ 12	3
コーヒー豆(焙煎したもの)	○ 0.5	

テレフタル酸銅(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.5
小麦	●	0.5
大麦	●	0.5
ライ麦	●	0.5
とうもろこし	●	0.5
そば	●	0.5
その他の穀類 ²	●	0.5

テレフタル酸銅(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	●	0.5
小豆類 ²¹	●	0.5
えんどう	●	0.5
そら豆	●	0.5
らっかせい	●	0.5
その他の豆類 ⁹	●	0.5
ばれいしょ	●	0.5
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.5
かんしょ	●	0.5
やまいも(長いもをいう。)	●	0.5
こんにゃくいも	●	0.5
その他のいも類 ²³	●	0.5
てんさい	●	0.5
さとうきび	●	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.5
かぶ類の根	●	0.5
かぶ類の葉	●	0.5
西洋わさび	●	0.5
クレソン	●	0.5
はくさい	●	0.5
キャベツ	●	0.5
芽キャベツ	●	0.5
ケール	●	0.5
こまつな	●	0.5
きょうな	●	0.5
チンゲンサイ	●	0.5
カリフラワー	●	0.5
ブロッコリー	●	0.5
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	●	0.5
ごぼう	●	0.5
サルシフィー	●	0.5
アーティチョーク	●	0.5
チコリ	●	0.5
エンダイブ	●	0.5
しゅんぎく	●	0.5
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.5
その他のきく科野菜 ¹⁶	●	0.5
たまねぎ	●	0.5
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.5
にんにく	●	0.5
にら	●	0.5
アスパラガス	●	0.5
わけぎ	●	0.5
その他のゆり科野菜 ¹⁷	●	0.5
にんじん	●	0.5
パースニップ	●	0.5
パセリ	●	0.5

テレフタル酸銅(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
セロリ	●	0.5
みつば	●	0.5
その他のせり科野菜 ¹⁸	●	0.5
トマト	●	0.5
ピーマン	●	0.5
なす	●	0.5
その他のなす科野菜 ¹⁹	●	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.5
しろうり	●	0.5
すいか	●	5
メロン類果実	●	5
まくわうり	●	5
その他のうり科野菜 ¹¹	●	0.5
ほうれんそう	●	0.5
たけのこ	●	0.5
オクラ	●	0.5
しょうが	●	0.5
未成熟えんどう	●	0.5
未成熟いんげん	●	0.5
えだまめ	●	0.5
マッシュルーム	●	0.5
しいたけ	●	0.5
その他のきのこ類 ²⁰	●	0.5
その他の野菜 ¹²	●	0.5
みかん	●	5
なつみかんの果実全体	●	5
レモン	●	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	5
グレープフルーツ	●	5
ライム	●	5
その他のかんきつ類果実 ³	●	5
りんご	●	5
日本なし	●	5
西洋なし	●	5
マルメロ	●	5
びわ	●	5
もも	●	5
ネクタリン	●	5
あんず(アプリコットを含む。)	●	5
すもも(プルーンを含む。)	●	5
うめ	●	5
おうとう(チェリーを含む。)	●	5
いちご	●	5
ラズベリー	●	5
ブラックベリー	●	5
ブルーベリー	●	5
クランベリー	●	5

テレフタル酸銅(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ハックルベリー	●	5
その他のベリー類果実 ⁴	●	5
ぶどう	●	5
かき	●	5
バナナ	●	5
キウイ	●	5
パパイヤ	●	5
アボカド	●	5
パイナップル	●	5
グアバ	●	5
マンゴー	●	5
パッションフルーツ	●	5
なつめやし	●	5
その他の果実 ⁵	●	5
ひまわりの種子	●	5
ごまの種子	●	5
べにばなの種子	●	5
綿実	●	5
なたね	●	5
その他のオイルシード ⁶	●	5
ぎんなん	●	5
くり	●	5
ペカン	●	5
アーモンド	●	5
くるみ	●	5
その他のナッツ類 ⁷	●	5
茶	●	0.5
コーヒー豆	●	0.5
カカオ豆	●	0.5
ホップ	●	0.5
その他のスパイス ⁸	●	5
その他のハーブ ¹³	●	0.5

トリクラミド(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.1
小麦	●	0.1
大麦	●	0.1
ライ麦	●	0.1
とうもろこし	●	0.1
そば	●	0.1
その他の穀類 ²	●	0.1
大豆	●	0.1
小豆類 ²¹	●	0.1

トリクラミド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
えんどう	●	0.1
そら豆	●	0.1
らっかせい	●	0.1
その他の豆類 ⁹	●	0.1
ばれいしょ	●	0.3
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.3
かんしょ	●	0.3
やまいも(長いもをいう。)	●	0.3
こんにゃくいも	●	0.3
その他のいも類 ²³	●	0.3
てんさい	●	0.1
さとうきび	●	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.2
かぶ類の根	●	0.2
かぶ類の葉	●	0.2
西洋わさび	●	0.2
クレソン	●	0.2
はくさい	●	0.2
キャベツ	●	0.2
芽キャベツ	●	0.2
ケール	●	0.2
こまつな	●	0.2
きょうな	●	0.2
チンゲンサイ	●	0.2
カリフラワー	●	0.2
ブロッコリー	●	0.2
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	●	0.2
ごぼう	●	0.2
サルシフィー	●	0.2
アーティチョーク	●	0.2
チコリ	●	0.2
エンダイブ	●	0.2
しゅんぎく	●	0.2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	●	0.2
その他のきく科野菜 ¹⁶	●	0.2
たまねぎ	●	0.2
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.2
にんにく	●	0.2
にら	●	0.2
アスパラガス	●	0.2
わけぎ	●	0.2
その他のゆり科野菜 ¹⁷	●	0.2
にんじん	●	0.2
パースニップ	●	0.2
パセリ	●	0.2
セロリ	●	0.2
みつば	●	0.2

トリクラミド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のせり科野菜 ¹⁸	●	0.2
トマト	●	0.2
ピーマン	●	0.2
なす	●	0.2
その他のなす科野菜 ¹⁹	●	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.2
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.2
しろうり	●	0.2
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜 ¹¹	●	0.2
ほうれんそう	●	0.2
たけのこ	●	0.2
オクラ	●	0.2
しょうが	●	0.2
未成熟えんどう	●	0.2
未成熟いんげん	●	0.2
えだまめ	●	0.2
マッシュルーム	●	0.2
しいたけ	●	0.2
その他のきのこ類 ²⁰	●	0.2
その他の野菜 ¹²	●	0.2
みかん	●	0.1
なつみかんの果実全体	●	0.1
レモン	●	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.1
グレープフルーツ	●	0.1
ライム	●	0.1
その他のかんきつ類果実 ³	●	0.1
りんご	●	0.1
日本なし	●	0.1
西洋なし	●	0.1
マルメロ	●	0.1
びわ	●	0.1
もも	●	0.1
ネクタリン	●	0.1
あんず(アプrikottを含む。)	●	0.1
すもも(プルーンを含む。)	●	0.1
うめ	●	0.1
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.1
いちご	●	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	●	0.1
クランベリー	●	0.1
ハuckleベリー	●	0.1
その他のベリー類果実 ⁴	●	0.1

トリクラミド(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ぶどう	●	0.1
かき	●	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.1
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.1
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実 ⁵	●	0.1
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	●	0.1
なたね	●	0.1
その他のオイルシード ⁶	●	0.1
ぎんなん	●	0.1
くり	●	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類 ⁷	●	0.1
茶	●	0.1
コーヒー豆	●	0.1
カカオ豆	●	0.1
ホップ	●	0.1
その他のスパイス ⁸	●	0.2
その他のハーブ ¹³	●	0.2

ナプロアニリド(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.05

ナリジクス酸(合成抗菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	●	0.03
牛の脂肪	●	0.03
牛の肝臓	●	0.03
牛の腎臓	●	0.03
牛の食用部分 ¹⁵	●	0.03

ハルフェンプロックス(殺虫剤・殺ダニ剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
みかん	●	0.05
なつみかんの果実全体	●	1
レモン	●	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	1
グレープフルーツ	●	1
ライム	●	1
その他のかんきつ類果実 ³	●	1
りんご	●	1
日本なし	●	0.5
西洋なし	●	0.5
マルメロ	●	0.5
びわ	●	0.1
もも	●	0.1
ネクタリン	●	0.5
かき	●	0.5
バナナ	●	0.5
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.5
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	●	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
茶	●	10
その他のスパイス ⁸	●	1

パルベンダゾール(寄生虫駆除剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	●	0.1
豚の筋肉	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ¹⁴ の筋肉	●	0.1
牛の脂肪	●	0.1
豚の脂肪	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	●	0.1
牛の肝臓	●	0.1
豚の肝臓	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	●	0.1
牛の腎臓	●	0.1
豚の腎臓	●	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	●	0.1
牛の食用部分 ¹⁵	●	0.1
豚の食用部分	●	0.1

パルベンダゾール(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	●	0.1
乳	●	0.1

ピペロホス(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○	0.01

ピリフェノックス(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の豆類 ⁹	●	0.1
てんさい	●	0.1
トマト	●	0.2
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.1
メロン類果実	●	2.0
りんご	●	2.0
日本なし	●	0.5
西洋なし	●	0.5
マルメロ	●	0.2
びわ	●	0.2
もも	●	2.0
ネクタリン	●	0.2
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.2
すもも(プルーンを含む。)	●	0.2
うめ	●	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.2
いちご	●	2.0
ラズベリー	●	1.0
ブラックベリー	●	1.0
ブルーベリー	●	1.0
クランベリー	●	1.0
ハuckleベリー	●	1.0
その他のベリー類果実 ⁴	●	1.0
ぶどう	●	2.0
かき	●	2.0
茶	●	5.0
その他のスパイス ⁸	●	0.1

フラメトピル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	● 0.5	1
小麦	●	0.1
大麦	●	0.1
ライ麦	●	0.1
とうもろこし	●	0.1
そば	●	0.1
その他の穀類 ²	●	0.1
大豆	●	0.1
小豆類 ²¹	●	0.1
えんどう	●	0.1
そら豆	●	0.1
らっかせい	●	0.1
その他の豆類 ⁹	●	0.1
ばれいしょ	●	0.1
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.1
かんしょ	●	0.1
やまいも(長いもをいう。)	●	0.1
こんにゃくいも	●	0.1
その他のいも類 ²³	●	0.1
てんさい	○ 0.2	0.1
さとうきび	●	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	●	0.1
かぶ類の根	●	0.1
かぶ類の葉	●	0.1
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	0.1
はくさい	●	0.1
キャベツ	●	0.1
芽キャベツ	●	0.1
ケール	●	0.1
こまつな	●	0.1
きょうな	●	0.1
チンゲンサイ	●	0.1
カリフラワー	●	0.1
ブロッコリー	●	0.1
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	●	0.1
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	●	0.1
チコリ	●	0.1
エンダイブ	●	0.1
しゅんぎく	●	0.1
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	●	0.1
その他のきく科野菜 ¹⁶	●	0.1
たまねぎ	●	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.1
にんにく	●	0.1

フラメトピル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
にら	●	0.1
アスパラガス	●	0.1
わけぎ	●	0.1
その他のゆり科野菜 ¹⁷	●	0.1
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.1
パセリ	●	0.1
セロリ	●	0.1
みつば	●	0.1
その他のせり科野菜 ¹⁸	●	0.1
トマト	●	0.1
ピーマン	●	0.1
なす	●	0.1
その他のなす科野菜 ¹⁹	●	0.1
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.1
しろうり	●	0.1
すいか	●	0.1
メロン類果実	●	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜 ¹¹	●	0.1
ほうれんそう	●	0.1
たけのこ	●	0.1
オクラ	●	0.1
しょうが	●	0.1
未成熟えんどう	●	0.1
未成熟いんげん	●	0.1
えだまめ	●	0.1
マッシュルーム	●	0.1
しいたけ	●	0.1
その他のきのこ類 ²⁰	●	0.1
その他の野菜 ¹²	●	0.1
みかん	●	0.1
なつみかんの果実全体	●	0.1
レモン	●	0.1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.1
グレープフルーツ	●	0.1
ライム	●	0.1
その他のかんきつ類果実 ³	●	0.1
りんご	●	0.1
日本なし	●	0.1
西洋なし	●	0.1
マルメロ	●	0.1
びわ	●	0.1
もも	●	0.1
ネクタリン	●	0.1
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.1

フラメトピル(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
すもも(プルーンを含む。)	●	0.1
うめ	●	0.1
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.1
いちご	●	0.1
ラズベリー	●	0.1
ブラックベリー	●	0.1
ブルーベリー	●	0.1
クランベリー	●	0.1
ハックルベリー	●	0.1
その他のベリー類果実 ⁴	●	0.1
ぶどう	●	0.1
かき	●	0.1
バナナ	●	0.1
キウイ	●	0.1
パパイヤ	●	0.1
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.1
グアバ	●	0.1
マンゴー	●	0.1
パッションフルーツ	●	0.1
なつめやし	●	0.1
その他の果実 ⁵	●	0.1
ひまわりの種子	●	0.1
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	●	0.1
なたね	●	0.1
その他のオイルシード ⁶	●	0.1
ぎんなん	●	0.1
くり	●	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類 ⁷	●	0.1
茶	●	0.1
コーヒー豆	●	0.1
カカオ豆	●	0.1
ホップ	●	0.1
その他のスパイス ⁸	●	0.1
その他のハーブ ¹³	●	0.1
魚介類	○ 0.2	

フルチアニル(殺菌剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
なす	○ 0.2	
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.2	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	○ 0.05	
すいか	○ 0.05	
メロン類果実	○ 0.05	
いちご	○ 0.5	

プロパホス(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.05

ブロモクロロメタン(燻蒸殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	●	0.02
牛の脂肪	●	0.02
牛の肝臓	●	0.02
牛の腎臓	●	0.02
牛の食用部分 ¹⁵	●	0.02

ヘキサフルムロン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	●	0.02
小麦	●	0.02
大麦	●	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	●	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類 ²	●	0.02
大豆	●	0.02
小豆類 ²¹	●	0.02
えんどう	●	0.02
そら豆	●	0.02
らっかせい	●	0.02
その他の豆類 ⁹	●	0.02
ばれいしょ	●	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	●	0.02
かんしょ	●	0.02
やまいも(長いもをいう。)	●	0.02
こんにやくいも	●	0.02

ヘキサフルムロン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のいも類 ²³	●	0.02
てんさい	●	0.02
さとうきび	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	●	0.02
かぶ類の根	●	0.02
かぶ類の葉	●	0.02
西洋わさび	●	0.02
クレソン	●	0.02
はくさい	●	0.02
キャベツ	●	0.02
芽キャベツ	●	0.02
ケール	●	0.02
こまつな	●	0.02
きょうな	●	0.02
チンゲンサイ	●	0.02
カリフラワー	●	0.02
ブロッコリー	●	0.02
その他のあぶらな科野菜 ¹⁰	●	0.02
ごぼう	●	0.02
サルシフィー	●	0.02
アーティチョーク	●	0.02
チコリ	●	0.02
エンダイブ	●	0.02
しゅんぎく	●	0.02
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	●	0.02
その他のきく科野菜 ¹⁶	●	0.02
たまねぎ	●	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	●	0.02
にんにく	●	0.02
にら	●	0.02
アスパラガス	●	0.02
わけぎ	●	0.02
その他のゆり科野菜 ¹⁷	●	0.02
にんじん	●	0.02
パースニップ	●	0.02
パセリ	●	0.02
セロリ	●	0.02
みつば	●	0.02
その他のせり科野菜 ¹⁸	●	0.02
トマト	●	0.02
ピーマン	●	0.02
なす	●	0.02
その他のなす科野菜 ¹⁹	●	0.02
きゅうり(ガーキンを含む。)	●	0.02
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	●	0.02
しろうり	●	0.02
すいか	●	0.05

ヘキサフルムロン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
メロン類果実	●	0.02
まくわうり	●	0.02
その他のうり科野菜 ¹¹	●	0.02
ほうれんそう	●	0.02
たけのこ	●	0.02
オクラ	●	0.02
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	●	0.02
未成熟いんげん	●	0.02
えだまめ	●	0.02
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類 ²⁰	●	0.02
その他の野菜 ¹²	●	0.02
みかん	●	0.02
なつみかんの果実全体	●	0.02
レモン	●	0.02
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	●	0.02
グレープフルーツ	●	0.02
ライム	●	0.02
その他のかんきつ類果実 ³	●	0.02
りんご	●	0.5
日本なし	●	0.5
西洋なし	●	0.5
マルメロ	●	0.5
びわ	●	0.02
もも	●	0.02
ネクタリン	●	0.5
あんず(アプリコットを含む。)	●	0.02
すもも(プルーンを含む。)	●	0.02
うめ	●	0.02
おうとう(チェリーを含む。)	●	0.02
いちご	●	0.02
ラズベリー	●	0.02
ブラックベリー	●	0.02
ブルーベリー	●	0.02
クランベリー	●	0.02
ハuckleベリー	●	0.02
その他のベリー類果実 ⁴	●	0.02
ぶどう	●	0.02
かき	●	0.5
バナナ	●	0.5
キウイ	●	0.02
パパイヤ	●	0.5
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	●	0.5

ヘキサフルムロン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
パッションフルーツ	●	0.5
なつめやし	●	0.02
その他の果実 ⁵	●	0.02
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
綿実	●	0.05
なたね	●	0.02
その他のオイルシード ⁶	●	0.02
ぎんなん	●	0.02
くり	●	0.02
ペカン	●	0.02
アーモンド	●	0.02
くるみ	●	0.02
その他のナッツ類 ⁷	●	0.02
茶	●	15
コーヒー豆	●	0.02
カカオ豆	●	0.02
ホップ	●	0.02
その他のスパイス ⁸	●	0.02
その他のハーブ ¹³	●	0.02

メタゾスルフロン(除草剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.05	

脚注

- :平成25年2月1日施行
●:平成25年8月1日施行

- ・残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。ただし、チアンフェニコール及びナリジクス酸については、残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品は、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品の部A食品一般の成分規格の項1に示す「食品は、抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質を含有してはならない。」が適用される。
- ・今回基準値を設定するカルプロフェンとは、グルクロン酸抱合体が含まれること。
- ・今回基準値を削除した後のテレフタル酸銅とは、テレフタル酸銅及びテレフタル酸が含まれること。
- ・今回基準値を削除した後のピリフェノックスとは、ピリフェノックス(E体)及びピリフェノックス(Z体)の和をいうこと。

- ・これまでフラメトピルとは、フラメトピル及びフラメトピルヒドロキシ体をフラメトピル含量に換算したものの和をいうこととしていたが、今回基準値を設定するフラメトピルとは、フラメトピルのみをいうこと。
- 2. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- 3. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 4. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- 5. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 6. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- 7. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 8. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 9. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 10. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 11. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 12. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 13. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 14. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 15. 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 16. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
- 17. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- 18. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 19. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

20. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
21. いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
22. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
23. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。